

浦賀奉行について(2)

岩崎義朗*

On the Uraga Magistrate Office (2)

Yosiro IWASAKI

1. 御役所(続き)

前回において奉行所および地方役所の主要部分について述べたが、以上の外に敷地内には各種の附属營造物があるので、それ等について述べることとする。

御役所の出入口は東の表門、北側の裏門、同じ東側ではあるが南の端に焚出門、そして西側には平常は使用しない非常口がある、南側には門はない。この表門は公式の出入に用いられ、その他はたいがい裏門が使用された。表門の左右には小さい出入口がそれぞれ附属し北側には表番所が付属している。これと並ぶ焚出門は冠木門で二枚扉、焚出所への出入に専用された。

南側には土手が廻らされ出入出来る門は一つもなく、南側の中央より西寄りには大きい土蔵とその三分の一一位の土蔵とが並んで建てられている。この土蔵の出入口はそれぞれ二ヶ所宛ある。

この奉行所敷地内には全部で三棟の土蔵がある。合計で坪は 56 坪ある。

次に鉄砲所は砲術稽古場と桀とを土手で一方を囲み他方は塀で固まれた長さ約 20 間程の場所で、鉄砲の射撃操練をするところである。

その隣りには社が奉祀されている。この奉行所の西側には非常口が設けられ、それは一枚扉がついている。

この外、便所は表門の塗壁の裏側に左右独立のもの二棟、裏門の中間部屋の隣に一棟、その他は通詞部屋の長屋に一ヶ所、地方役所の方には三ヶ所、奉行所の方に七ヶ所、奉行居間に一ヶ所となっている。

またこの奉行所の周辺には支配組頭役宅を始めとして与力、同心の長屋が区画をなして、御与力町、御同心町を形成している。なお奉行の役宅はやや離れたところに建てられている。

2. 御番所

この「御番所」という名称も御役所、御奉行所等と同様に一般庶民が敬称をもって呼称したもの



第2図 浦賀港より御番所、舟藏を臨む。(嘉永六年頃)

—米国使節ペリー渡来絵図写生帖より—

* 横須賀市立商業高校定時制

である。この一般の呼称が固有名詞のように一般に用いられていた。

この番所はいわゆる浦賀奉行の重要な任務の一部を執行する一機関であると考えてよいのであろう。すなわち江戸へ上下する船舶に対する監視、積荷の検査、乗船人の検査、石銭の徴収、犯罪人の逮捕ならびに沿岸警備等が主たる任務であって、検地、徴税、治安、訴訟、警察、司法、その他一般民政に関するもの外、外交、軍事、訓練等のごときものは直接、奉行所、地方役所が所管するものである。

番所の機能はこれと共に所属する三方問屋（下田問屋、東浦賀問屋および西浦賀問屋）が一体となってその役割を果すことによって充分業務が遂行される。當時奉行所より与力、同心が番所に出張して詰め、船舶の出入に応じて積荷や乗船人の点検、記録、犯罪人の搜索、石銭の徴収等の業務には三方問屋から、それぞれ問屋役が、また小使が現場の処理に当る。



第3図 西蒲賀の御番所

御番所を中心に東側に御船屋、下田会所、西側に御高札、東会所、西会所の位置
関係があきらかである。「西蒲賀絵図」の一部分

この番所の地域は享保年間に、新たに築立てられた地域と、嘉永年間に築立てられた地域との二地域となっている。

番所のある地域が 205 坪 1 合 5 勺で、その隣地の船倉のある地域は 224 坪 9 合、その隣接地は下田問屋会所の地で、61 坪 2 合 5 勺あり、ここまでが享保年間に築造された処である。また、番所のある地域には波止場が突出していて幅 2 間で海中へ 15 間、30 坪程である。その後嘉永年度に至り、亀甲岸が築造され、これが 150 坪 1 合 6 勺 7 才ある。

この番所の地域は冠木門を入ると 4 間に 2 間半建坪 10 坪の腰掛があり、やや離れて 1 丈 1 尺 5 寸と 2 丈で 7 坪 5 合の土蔵がある、その前に建坪 87 坪 5 合の番所が建てられていた。そして前面

は波除土手が5間4尺と11間3尺が2間の波止場入口をさしはさんで造られ5間4尺の方には餽
鎌が立ち並べられていたこと也有った。

また船倉の地は二棟あり、一方は建坪80坪（8間×10間）、もう一つの船倉は（8間6寸×6間
1尺8寸）で51坪3勺の二つである。その隣地の下田問屋会所は建坪30坪（7間半×4間）である。
更に亀甲岸は14間1尺と5間1尺である。